

新型コロナ 10月1日以降の公費負担と診療報酬上の取り扱い

診療報酬上の特例や公費負担について、10月以降の取扱いが示された。変更点の概要を紹介する。

1. 新型コロナに係る公費の取扱い

①新型コロナ治療薬に係る公費について

全額公費負担とされていた新型コロナに対するラゲブリオ等※の治療薬は、10月以降、3割負担の人は9,000円、2割負担の人は6,000円、1割負担の人は3,000円が患者の自己負担となる。

※経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシールド」に限る。

②入院診療に係る公費について

入院費の補助については、高額療養費制度を用いた最大2万円の入院費の補助が、10月以降は補助額が最大1万円に減額される(自己負担限度額の表は10月5付け保険医新聞を参照)。

<公費の請求方法について>

10月以降も「入院診療」と、「新型コロナ治療薬」に対し公費が適用される(いずれも2024年3月31日までの予定)。

	【公費対象】	【公費番号】	【受給者番号】
①	新型コロナ治療薬	28230803	9999996
②	入院診療	28230704	

※10月1日以降は、「①治療薬の公費」と「②入院診療の公費による減額措置」は併用せず、どちらか1つの公費を適用することとなる(新型コロナ治療薬を含む新型コロナに係る医療費の自己負担額が、「入院診療の公費による減額措置」の金額に達する場合は、「②入院診療の公費による減額措置」のみ適用し、達しない場合は「①治療薬の公費」のみ適用する)。

2. 新型コロナの診療に係る特例点数 (※入院診療に係る特例は省略)

診療報酬上の特例については、10月以降は以下のように点数の引き下げ等が行われる。9月末までのコード、名称がほとんど変更されている点にも留意されたい。

①外来診療の点数について

対象患者	算定要件の概要	9月30日まで	10月1日から
疑い患者・陽性患者	受け入れ患者を限定しない「外来対応医療機関」で感染予防対策を講じて診療した場合に算定	300点 「院内トリージ実施料(特例)」【113045350】	147点 「特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例)(10月以降)」【113046250】
	上記以外の医療機関で感染予防対策を講じて診療した場合に算定	147点 「特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例)」【113045450】	50点 「夜間・早朝等加算(特例)(10月以降)」【113046650】
陽性患者	新型コロナに関する外来診療(対面)で療養指導を実施した場合に、発症日から7日以内に限り算定	147点 「特定疾患療養管理料(100床未満・療養指導)(特例)」【113045550】	9月30日で終了

※外来対応医療機関の診療時間等の特例は、10月以降も継続

- ▽外来対応医療機関の標榜する診療時間以外に陽性患者(疑い含む)の診療を実施する場合に、診療時間の変更を要する場合であっても、外来対応医療機関(診療・検査医療機関を含む)として指定される以前より標榜の診療時間を、当該医療機関における診療時間とみなしてよい。
- ▽外来対応医療機関が標榜する診療時間以外の時間において発熱患者等の診療等を実施する場

合、時間外加算等はそれぞれの要件を満たせば算定できる。
 ▽外来対応医療機関は、「救急医療対策の整備事業について」に規定された医療機関又は地方自治体等の実施する救急医療対策事業に位置づけられている医療機関とみなすため、陽性患者（疑い含む）に対する休日加算又は深夜加算は要件を満たせば算定できる。

②外来・在宅共通

対象患者	算定要件の概要	9月30日まで	10月1日から
陽性患者の入院調整	陽性患者の入院調整を行った上で、診療情報提供書を添えて入院医療機関に紹介し診療情報提供料（I）を算定した場合に算定	950点 「救急医療管理加算1（入院調整）（特例）」【113045850】	100点 「療養情報提供加算（特例）（10月以降）」【113046350】
罹患後症状がある患者	診断後、3か月以上経過、かつ罹患後症状が2か月以上継続している患者に対し算定（3月に1回）（県が公表する罹患後症状の診療を行う医療機関リストに掲載の医療機関に限る）	147点 「特定疾患療養管理料（100床未満・罹患後症状持続）（特例）」【113045950】	継続

③在宅医療の点数について（施設入所者への特例の一部、訪問看護の特例は省略）

対象患者	算定要件の概要	9月30日まで	10月1日から
疑い患者・陽性患者	感染予防対策を講じて往診等を実施した場合に算定（外来対応医療機関としての公表などの要件はない）	300点 「院内トリアージ実施料（特例）」【113045350】	50点 「看護配置加算（特例）（10月以降）」【113046750】
陽性患者	①新型コロナウイルス感染患者又はその看護に当たっている者から、新型コロナウイルスに関連した訴えについて緊急の往診を実施した場合、②在宅にて療養を行う新型コロナウイルス感染患者に新型コロナウイルスに関連した継続的な訪問診療を行った場合に算定	950点 「救急医療管理加算1（緊急の往診等）（特例）」【180070050】	300点 「院内トリアージ実施料（在宅）（緊急往診等）（特例）（10月以降）」【180070850】
	介護医療院・介護老人保健施設・特別養護老人ホーム等入所者又はその看護に当たっている者から、新型コロナウイルスに関連した訴えに対し緊急に往診を実施した場合に算定	2,850点 「救急医療管理加算1（施設内療養・緊急の往診等）（特例）」【180070150】	950点 「救急医療管理加算1（施設内療養・緊急の往診等）（特例）」【180070150】
	介護医療院・介護老人保健施設・特別養護老人ホーム等において、看護職員とともに施設入所者に対してオンライン診療を実施する場合に算定	950点 「救急医療管理加算1（オンライン）（特例）」【180070250】	300点 「院内トリアージ実施料（オンライン）（特例）（10月以降）」【180070950】
	特別養護老人ホーム等の配置医師又は介護医療院・介護老人保健施設等の併設医療機関の医師が感染予防対策を講じて往診等を実施した場合に算定	300点 「院内トリアージ実施料（特例）」【113045350】	50点 「看護配置加算（特例）（10月以降）」【113046750】
	新型コロナウイルス陽性患者に在宅酸素療法法の指導管理を行った場合に算定	2,400点 「在宅酸素療法指導管理料（その他）（特例）」【114055550】	継続